

遠江病院 障害者虐待防止に関する措置規定

はじめに

精神科病院では、患者様の権利擁護のための取り組みとして、精神医療審査会の設置と、退院請求及び処遇改善請求の制度があり、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について、精神医療審査会による専門的かつ独立的な審査が行われている。

浜松市においては、浜松市精神保健福祉センターに、浜松市精神医療審査会が設置されている。

精神科病院での患者様に対する虐待は事例の把握、基本的な考え方、制度的な基本的知識の普及啓発の試みが少なく、標準的な方法が確立・浸透していないことが懸念されている。

精神科病院での虐待防止に向けた取り組みについては、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」）の第31条に定められており、職員や関係者に向けた障害や障害者に関する理解を深めるための研修の実施や普及啓発、病院を利用する患者さんへの虐待に関する相談体制の整備が求められてきた。

改正精神保健福祉法においても、上記の取り組みを実施できるように加え、虐待の発見者に通報の義務と、虐待を受けた者（以下「被虐待者」）はその届出ができる体制をつくることとなった。

障害者の虐待防止に向けた取り組みの政令市への通報義務化、虐待防止の取り組みの整備をする事となった事を受け、遠江病院での虐待防止に関する措置規定を作成する。この規定は令和6年4月1日より実施・運用する。

令和6年3月21作成

目的

遠江病院組織全体、各従事者の職業倫理を踏まえ、日々の安全安心な医療サービスの提供に向けて、規定に沿った虐待防止の措置を講ずる。

方法

- ①医療及び介護業務従事者への研修を実施する
- ②権利擁護体制の充実：虐待発見者に通報義務があることを周知する
虐待を受けた人が相談できる体制を整備する
- ③患者様が意思・決定できるよう支援する

目次

- (1) 虐待行為の分類
- (2) 職員研修
- (3) 相談窓口の設置
- (4) 虐待防止委員会の設置
- (5) 対応フローチャート

(1)虐待行為の5つの分類

虐待の類型と、その定義について障害者虐待防止法より参照する。

①身体的虐待

- 患者様を蹴ったり、殴ったりする
- 患者様を引っ張る
- 無理やり食べ物や飲み物を口に入れる
- 行きたい方向に意図的に行かせないようにする
- つねる

②性的虐待

- 裸にする
- キスをする
- 本人の前で淫猥な言葉を発する、または会話する
- 卑猥な映像をみせつける

③心理的虐待

- 他の患者様の前である特定の患者様を怒鳴る
- 罵倒したり、悪口を言ったりする
- 仲間に入れない
- 子どものような呼称で呼ぶ
- 人格をおとしめるような扱いをする
- 意図的に無視する

④放棄・ネグレクト（放置）

- 食事や水分を十分に提供しない
- 汚れた服を着させ続ける
- 排泄の介助をしない
- 髪や爪が伸びているのに放置する
- 室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしている等劣悪な住環境の中で生活させる

⑤経済的虐待

- 年金・賃金を渡さない
- 本人の同意なしに財産や、預貯金を処分・運用する
- 日常生活に必要な金銭を渡さない（使わせない）
- 本人の同意なしに年金等を管理する

(2)職員研修

年次の院内研修で虐待について取り扱う

院内勉強会 4月

虐待は発見者が通報することが義務付けられている旨の案内配布
患者様への対応に関するセルフチェックのアンケートを実施

院内勉強会 10月

アンケート結果について集計・報告を行い、自らの対応の振り返りをする
外部研修への参加を推奨する

市・県内の外部研修案内で、虐待に関するものの案内があれば、どの
職員も参加できるよう、各部署に案内を配布する

オンライン研修が受けられるようにする

市・県内のオンライン研修が受けられるよう機材を設置する

オンライン申し込みを事務が行う

(3)虐待発生から通報後の対応、その予防策を講じる

①通報

明らかに虐待されている現場を見た職員は職種に関係なく

速やかに障害保健福祉課へ通報できるよう周知する

通報先が書かれた案内を各部署に設置する

②フローチャートの活用

実際に通報する際は、フローチャートを確認し速やかに通報し

その後の対応を行う

③虐待予防

些細な事や、患者様の病態が原因でも、気づいたことを相談できるよう

チェックシートを活用する

(4)虐待防止委員会の設置（月1回開催・事案発生時臨時委員会を開催する）

委員会構成

- 病院長 大城 公恵
- 医師 主治医（対象者の主治医）
- 次長 水野
- 総師長 松井
- 各師長 2階：高井、3階：加藤、4階：伊藤 ○介護医療院師長：青嶋
- 事務 北山、精神保健福祉士：青島絵理香

入院者の相談先は各病棟師長、外来者の相談：総師長を相談先とする。

(5) 対応フローチャート

